

量類公正競争規約作成連絡会に加入し、 業界のルールづくりに参加しましょう！

～はじめに～

量及び量を構成する材料は、その素材や材料の産地、薬剤使用の有無などが一般の人にはわかりにくい上、消費者に対するチラシや製品表示の形でこうした情報提供の取組は、業界の一部にとどまり、全体としては、消費者が商品選択するための情報提供が十分に行われているとは言い難い現状にあります。

一方、近年、商品への適正な表示や安心・安全に対する消費者の関心が非常に高くなってきており、こうした要請にきちんと応えていかなければ、業界そのものが地盤沈下しかねない状況にあります。こうした状況を踏まえ、業界では、これまで、関係8団体が協力し、約3年にわたり景品表示法に基づく公正競争規約の導入の検討を進め、現在、消費者庁に規約設定の相談を行っているところです。

そこで、今回、業界の多くの方々から現時点での公正競争規約の検討状況、規約の検討素案の内容等について意見を伺うため、公正競争規約作成連絡会を設立することとしましたので、ご案内いたします。

なお、公正競争規約は、景品表示法に基づき業界が定めた自主ルールを消費者庁及び公正取引委員会が認定する制度です。

量類公正競争規約作成連絡会の位置づけ

量表等の表示に関する検討会
(業界8団体による検討)

今回のご案内

量類公正競争規約作成連絡会
(業界の多くの方々に参加)

※目的を達成した時点で作成連絡会は解散し、新たに公正取引協議会を設立します。

公正取引協議会発足
(公正競争規約の策定)

規約作成連絡会加入のメリット

○公正競争規約検討委員会は、規約の原案を会員に提示し、意見を求めます。

- ① 公正競争規約作成に向けて意見を提案し、ルールづくりに参加できます。
- ② 検討状況等の情報が提供されるので、規約認定後、速やかに対応できます。

公正競争規約の効果

○ 社会的信頼性の向上

消費者が適正な商品選択をしやすい環境が整備され、業界全体に対する信頼の向上が期待されます。

○ コンプライアンスの強化

規約を遵守していれば景品表示法で禁止される不当表示をすることはなく、コンプライアンスの徹底につながります。

○ 自主的なルールの運用

公正競争規約の解釈・運用は、公正取引協議会が自主的に行っていくこととなります。

○ 規約に基づく独禁法の適用除外

公正取引委員会の認定を受けた公正競争規約に基づいた適正な行為である限り、公正取引委員会から独占禁止法上の措置を採られることはありません。

量類公正取引協議会(仮称)設立までの流れ

